

資料No.「業務1-2」

教育情報アプリケーションユニット標準仕様
校務基本情報データ連携 小中学校版
【業務ユニット概要説明】

V1.2



一般財団法人全国地域情報化推進協会

目次

本資料の位置づけ	1
1 はじめに.....	1
1.1 適用範囲	1
1.2 想定する利用者.....	1
1.3 前提とする標準・規格.....	2
1.4 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様との関係.....	2
2 教育情報アプリケーションユニット標準仕様の概要	3
2.1 本仕様の目的.....	3
2.2 教育情報アプリケーションユニットのイメージ	4
2.3 目指す効果.....	4
2.4 本仕様のスコープ	4
2.5 教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版 概要説明 ...	5
2.5.1 本仕様策定における基本方針.....	5
2.5.2 業務ユニットの策定方針	5
2.5.3 概要説明.....	6
2.5.4 インターフェース定義.....	7
2.5.5 定義対象データの利用	7
2.5.6 本仕様の対象範囲.....	8

本資料の位置づけ

地域情報プラットフォーム標準仕様は、業務モデル、サービス協調技術標準の仕様、及びガイドライン形式である。

本書「教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版【業務ユニット概要説明】」は、業務モデル標準の仕様に位置付けられ、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠である「教育情報アプリケーションユニット」を定義したものである。

	業務モデル標準	サービス協調技術標準
地域情報プラットフォーム標準仕様書	自治体及び民間が提供する地域情報サービスの連携に必要な業務アプリケーションユニットのインタフェース仕様 ◆自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 ◆防災業務アプリケーションユニット標準仕様 ◆教育情報アプリケーションユニット標準仕様 ◆健康情報業務アプリケーションユニット標準仕様※	サービス連携を支える基盤アプリの諸要件・プロトコル等を取り決めた仕様 ◆アーキテクチャ標準仕様 ◆プラットフォーム通信標準仕様
	GISを活用した業務ユニット、アプリケーションを構築するための共通仕様 ◆GIS共通サービス標準仕様	
	各種システム製品等の地域情報プラットフォーム準拠及び相互接続を確認する仕様 ◆地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様	
	仕様に準拠したサービス基盤および業務アプリケーションを導入する調達者向けに必要な事項をとりまとめたもの(指針) ◆地域情報プラットフォームガイドライン	
	その他	◆地域情報プラットフォーム基本説明書 ◆地域情報プラットフォーム標準仕様運用規則
資参考	◆地域情報プラットフォームガイドライン 技術解説 要約 ◆地域情報プラットフォームにおけるGIS共通サービス基本提案書	

※ 今後、標準仕様体系に取り込み予定

図 1-1.地域情報プラットフォーム標準仕様の体系

1 はじめに

1.1 適用範囲

本仕様は、地域情報プラットフォームに準拠する教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版の各業務ユニットを開発、運用、管理する際に適用されるものとする。

1.2 想定する利用者

本仕様の主な利用者は以下を想定する。

- 対象
 - ① 教育情報アプリケーションの調達者(主に自治体、教育委員会)
 - ② 教育情報アプリケーションの開発者・インテグレータ

- 活用用途

- ① 調達者

本仕様書が紹介する全国の自治体・教育委員会で共通利用可能な機能および他の自治体・教育委員会、学校とのデータ連携のあり方を参考にすることで、「調達業務の効率化」「調達精度の向上」の一助としての活用

② 開発者・インテグレータ

本仕様書が紹介する全国の自治体・教育委員会および学校で共通利用可能な機能および各種団体間でのデータ連携のあり方を参考にすることで、「調達者ニーズの効率的把握」「開発業務の効率化」「品質の向上」の一助としての活用

1.3 前提とする標準・規格

本仕様の策定にあたっては、以下に示す地域情報プラットフォームの各種仕様に準拠するものとする。

- アーキテクチャ標準仕様
- プラットフォーム通信標準仕様
- 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様

1.4 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様との関係

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様との関係については、共通部分を表 1-1、学習者情報アプリケーションユニット関係を表 1-2、学校保健アプリケーションユニット関係を表 1-3 の内容で連携を想定している。

(項番 11 は本来 WSDL 定義であるが、SOAP 通信を使用しないため欠番とし、今後対応した場合に使用する。)

表 1-1.自治体業務アプリケーションユニット標準仕様ドキュメントとの関係
(共通部分)

項番	ドキュメント名	教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版 での対応
1	標準仕様の読み方	資料番号 業務 1-1 として定義
2	業務ユニット概要説明	資料番号 業務 1-2 として定義
3	業務ユニット番号一覧	資料番号 業務 1-3 として定義
10	XML スキーマ(共通)	資料番号 業務 1-10 として定義
12	項目セット辞書(共通)	資料番号 業務 1-12 として定義
13	コード辞書(共通)	資料番号 業務 1-13 として定義
21	標準仕様の記載ルール	自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の資料である業務 1-21 を踏まえることとし、本仕様では特に定義しない

表 1-2.自治体業務アプリケーションユニット標準仕様ドキュメントとの関係
(学習者情報アプリケーションユニット)

項番	ドキュメント名	教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版 での対応
4	機能一覧	資料番号 業務 1-4-1 として定義
5	機能構成図(DMM)	資料番号 業務 1-5-1 として定義
6	機能情報関連図(DFD)	資料番号 業務 1-6-1 として定義
7	インターフェース仕様	資料番号 業務 1-7-1 として定義
8	データ一覧	資料番号 業務 1-8-1 として定義
9	インターフェース一覧	資料番号 業務 1-9-1 として定義
10	XML スキーマ	資料番号 業務 1-10-1 として定義
12	項目セット辞書	資料番号 業務 1-12-1 として定義
13	コード辞書	資料番号 業務 1-13-1 として定義

表 1-3.自治体業務アプリケーションユニット標準仕様ドキュメントとの関係
(学校保健アプリケーションユニット)

項番	ドキュメント名	教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版 での対応
4	機能一覧	資料番号 業務 1-4-2 として定義
5	機能構成図(DMM)	資料番号 業務 1-5-2 として定義
6	機能情報関連図(DFD)	資料番号 業務 1-6-2 として定義
7	インターフェース仕様	資料番号 業務 1-7-2 として定義
8	データ一覧	資料番号 業務 1-8-2 として定義
9	インターフェース一覧	資料番号 業務 1-9-2 として定義
10	XML スキーマ	資料番号 業務 1-10-2 として定義
12	項目セット辞書	資料番号 業務 1-12-2 として定義
13	コード辞書	資料番号 業務 1-13-2 として定義

2 教育情報アプリケーションユニット標準仕様の概要

2.1 本仕様の目的

全国の地方公共団体・教育委員会で共通利用可能な公共ネットワークを活用した教育情報分野における公共アプリケーションを整備し、策定した公共アプリケーションを普及促進することを目的としている。

この目的を実現するために以下の内容を APPLIC アプリケーション委員会教育 WG において検討を行った。

- 地方公共団体・教育委員会が校務アプリケーションを整備するにあたり、標準的に装備すべき機能の定義と推奨仕様の提示<教育アプリケーション基本提案書(第4版)において整理>

本仕様により、図 2-1 のような教育情報アプリケーション同士が有機的に連携し、教育情報の連携が実現することを目指している。

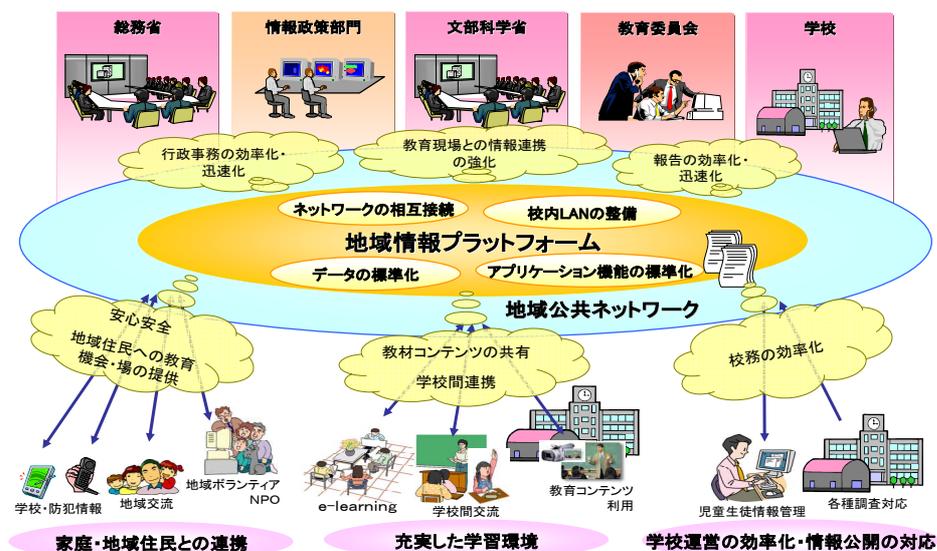


図 2-1.教育情報アプリケーションユニットの活用イメージ(将来像)

2.2 教育情報アプリケーションユニットのイメージ

教育情報アプリケーションユニットは、図 2-2 のとおり地域情報プラットフォーム上において、インターフェース仕様が統一されているため各ユニット間でデータ連携が可能となる。

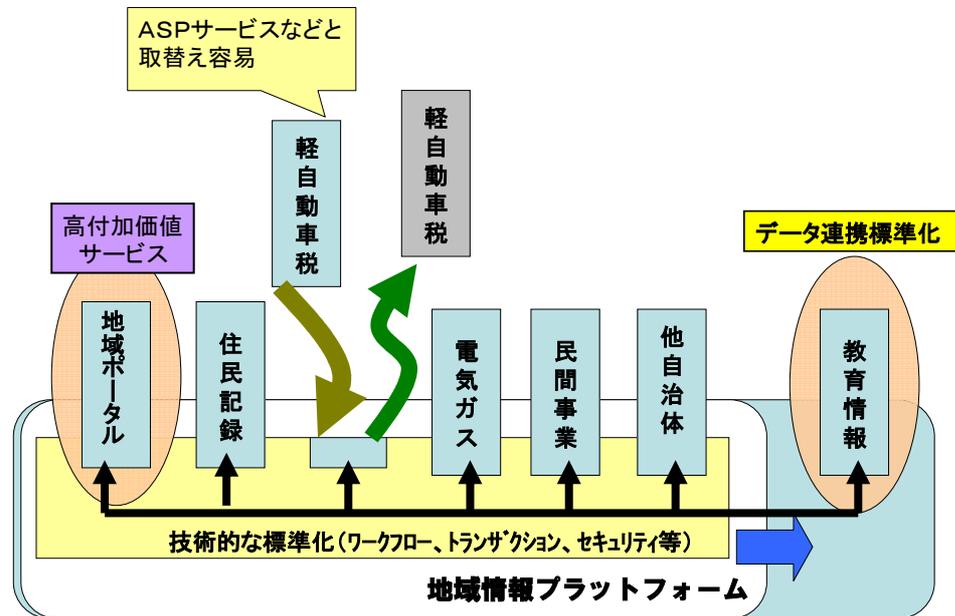


図 2-2.教育情報アプリケーションユニット イメージ

2.3 目指す効果

以下の効果を生み出すことを目指している。

- ICT の活用による教育情報業務を効率化
⇒学校教育業務のICT化により、個々の児童生徒の様々な情報、成長度合いの把握・管理、統計情報の収集、分析が容易となり、学校教育業務の質的向上。
- 調達業務の効率化と負荷軽減
⇒信頼性が高く、実用的な教育情報アプリケーションを容易に調達できる仕組みづくり
- 納入事業者の効率的な活動支援
⇒標準仕様策定による開発効率および品質の向上

2.4 本仕様のスコープ

本仕様では、自治体教育委員会内・自治体間および学校間のデータ連携を対象としている(図 2-3 参照)。高等学校に関しては、別仕様である教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 高等学校版で定義しており、本仕様には含まない。学校業務には、学籍、成績、保健、備品管理など様々な業務があるが、本仕様では、法的に定められている指導要録、健康診断票についてデータ連携の標準化を図るとともに、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様で定義される就学ユニットとの連携を図る。今後、他業務や、他教育委員会事務システム・校務システムとの連携、地域住民との連携や地域医療との連携、文部科学省との連携まで順次拡大を予定。(標準仕様の合意形成等普及活動の推進後検討)

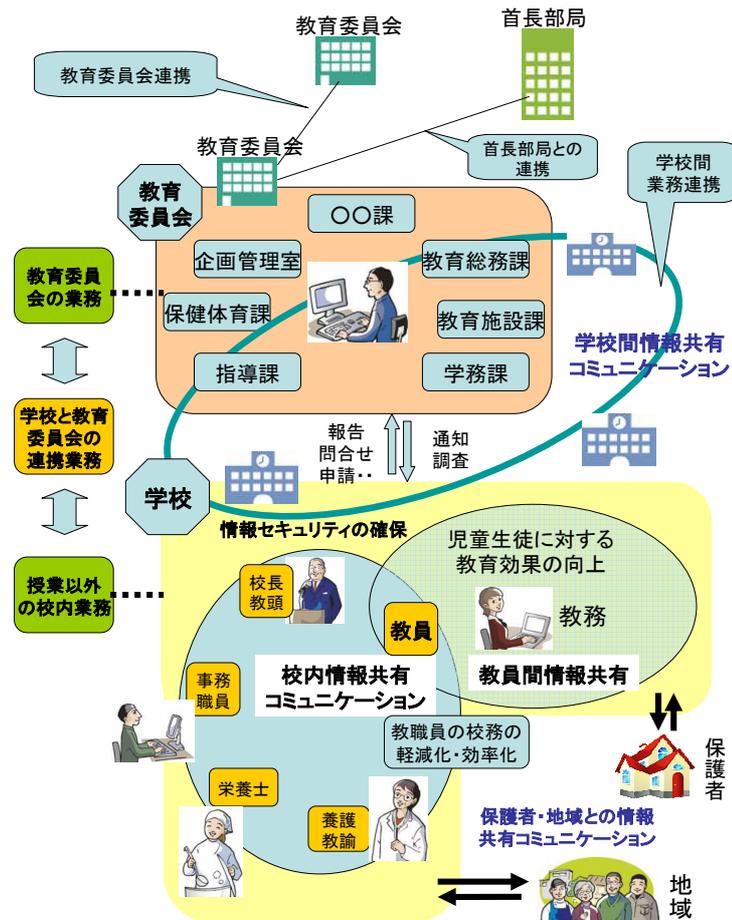


図 2-3.本仕様の対象範囲

2.5 教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版 概要説明

2.5.1 本仕様策定における基本方針

本仕様を策定するにあたり、以下の点を基本方針とした。

- 文部科学省より示されている指導要録(参考様式:「小学校」「中学校」「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校(小学部、中学部)」「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校(小学部、中学部)」)および、公益財団法人日本学校保健会より出版されている児童生徒健康診断マニュアルにある健康診断票・歯科検査票の様式参考例を参考にし、互換性または親和性の確保を目指す。
- 地域情報プラットフォームとの連携を図り、法改正などに伴う様式の改定などにも対応できるようにバージョン管理等に配慮する。

2.5.2 業務ユニットの策定方針

地域情報プラットフォームに準拠した業務ユニットを策定するにあたり、「自治体の業務調達単位」で分けることが望ましいため図 2-4 の 3 ユニット案を定め、まずは自治体・教育委員会・学校間の情報の連携を目的とした各アプリケーションユニットを検討・策定することとし、ここでは、「教育情報アプリケーションユニット」を策定する。他の業務ユニットについては、同時並行または、平成 24 年度以降の普及・展開状況を踏まえつつ別途整理することとした。

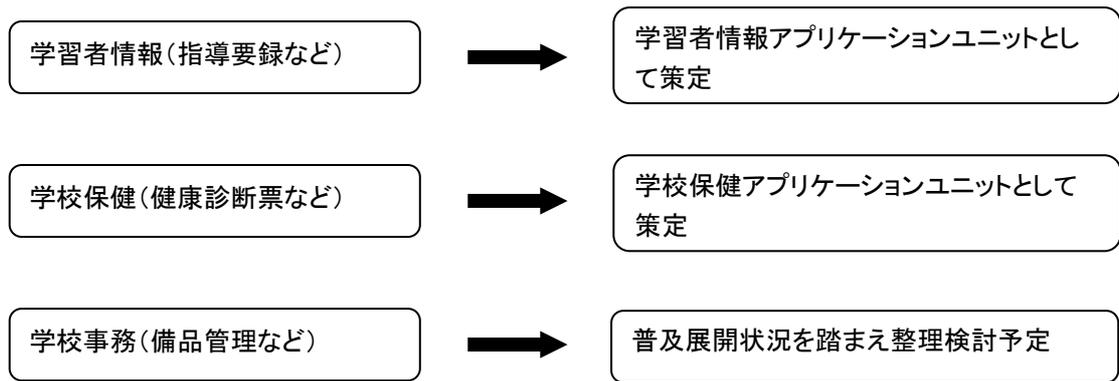


図 2-4.教育情報業務ユニット体系図

2.5.3 概要説明

表 2-1 にて、業務ユニットの機能対象範囲の概要を示す。

表 2-1.業務ユニット概要説明

業務ユニット番号	業務ユニット名	概要
AK01	学習者情報アプリケーションユニット	学習者(児童・生徒)の様々な情報を、それぞれの学校および各団体間で、1個人単位でのデータ連携を可能とし、公立の小学校・中学校、小学校・中学校の特別支援学級、特別支援学校(小学部、中学部)及び各団体間の教育支援活動の向上に寄与することを実現する。
AK02	学校保健アプリケーションユニット	学校保健業務に関わる団体が、個々に保有する学校保健情報をそれぞれの学校および各団体間で、1個人単位でのデータ連携を可能とし、公立の小学校・中学校、小学校・中学校の特別支援学級、特別支援学校(小学部、中学部)及び各団体間の学校保健活動の向上に寄与することを実現する。

※AK00 : AK01及びAK02に共通する項目セット辞書に利用する。

※AK00からAK29までの業務ユニット番号は、教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版で予約・利用し、それ以外の業務ユニット番号は利用してはならない。

教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版は、表 2-1の機能を実現するユニットであるが、既に学校や都道府県、市町村教育委員会において運用されている教育委員会事務システム・校務システム等にこの機能が実装されていないという点において、現在世の中に無い仕組みである。しかし教育WGでは、学校及び各団体間で教育情報の連携が必要だと考えることから、この機能を実現するための「データ標準仕様」として定義した。

従って、教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版を普及・展開するには、普及・展開の初期段階においては、都道府県、市町村教育委員会において運用されている教育委員会事務システム・校務システムを利活用しつつ、本業務ユニットの機能

を実装していくことを視野に入れている。そのためには既設の教育委員会事務システム・校務システムの付加機能(オプション機能)として実装され、徐々に普及・展開が進み、既設の教育委員会事務システム・校務システムが更改されるタイミングで、本仕様書に基づく教育委員会事務システム・校務システムの調達・開発・運用を行うことで、既存の教育委員会事務システム・校務システムと教育情報アプリケーションユニットが一体となり、学校間、自治体教育委員会間で教育情報のデータ連携が円滑に実施され、教育情報を連携するサービスが普及することを目指している。

本教育情報アプリケーションユニット標準仕様 **校務基本情報データ連携 小中学校版**では、対象を公立の小学校、中学校、小学校・中学校の特別支援学級、特別支援学校(小学部、中学部)に限定しており、高等学校および特別支援学校の高等部においては、**教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 高等学校版**として標準化された。

2.5.4 インターフェース定義

学校間、教育委員会間で教育情報を連携するインターフェースを図 2-5 の通り定義。このインターフェースを実装することで、各学校、各教育委員会に整備された教育情報アプリケーションユニット間でデータ連携が可能となることを目指している。

尚、学齢簿からの必要情報の取り込みに関しては、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 別冊 学齢簿情報の連携に係る標準仕様に、機能一覧、データ一覧、XML スキーマが定義されており、連携が可能となっている。

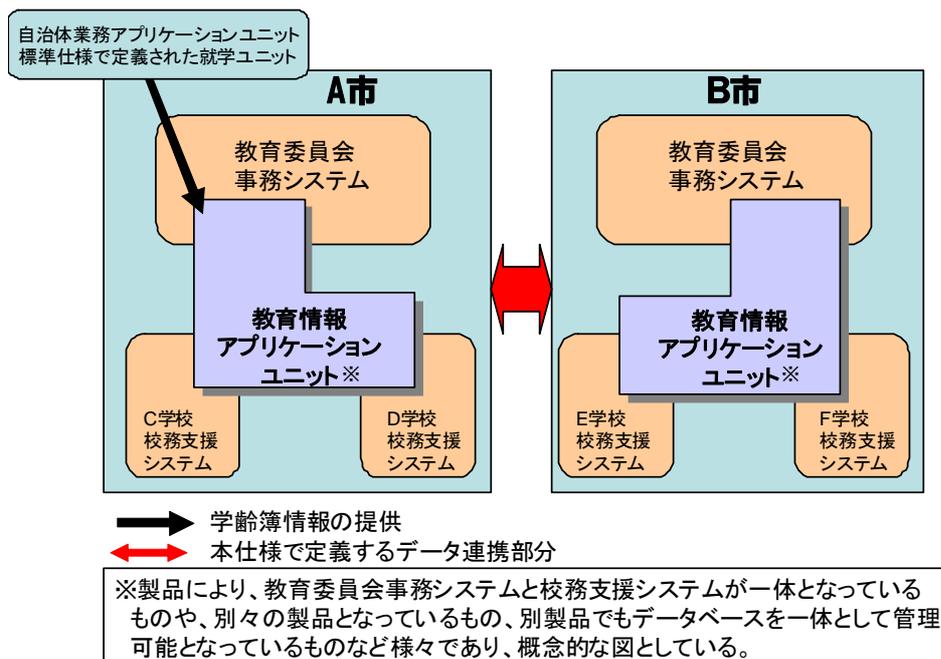


図 2-5.インターフェース図

2.5.5 定義対象データの利用

団体内の他の教育情報アプリケーションや自治体基幹系システムが地域情報プラットフォームに準拠している場合、そのシステムで扱っているデータを連携し、教育情報業務の効率化に寄与することができる。

また、自治体基幹系システムの情報を利用することができ、地域医療システムとの連携も可能となる。

2.5.6 本仕様の対象範囲

「教育情報アプリケーションユニット標準仕様 校務基本情報データ連携 小中学校版」で定義されているデータの対象範囲は、法的に異動時に必要なものとして整理検討し、指導要録、児童生徒健康診断票に関わるものとする。データの一覧は資料番号 業務 1-8-1、業務 1-8-2 で示す。

それ以外の成績、出欠、就学時健康診断票や児童生徒健康観察等の教育情報に関しては、今後の教育 WG での検討に委ねるものとする。